

令和 7 年 第 1 2 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 7 年 6 月 2 3 日（月）午後 1 時 3 0 分

場 所：教育委員会室

教育長	内 野 雅 晶
教育長職務代理者	天 野 安喜子
委員	森 本 勝 也
委員	伊 藤 真 弓
委員	松 山 隆 之

事務局	教育推進課長	飯 田 常 雄
	学務課長	木 村 美由紀
	教育指導課長	大 川 千 章
	学校施設課長	栗 間 大 介
	教育相談センター長	百 々 和 世
	統括指導主事	田 中 将 一
	統括指導主事	堀 田 誠

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	中 尾 隆
	同 主査	樽 川 翔 平

内 野 教 育 長	開会時刻 午後１時３０分 ただいまから、令和７年１２回教育委員会定例会を開催いたします。よろしくお願いいたします。 日程第１、署名委員を決定します。本日は、天野委員と伊藤委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 はじめに、第３２号議案、江戸川区教育委員会事務局処務規則の一部改正についてを審議いたします。 内容について、事務局から説明をお願いいたします。
飯田教育推進 課 長	それでは、ご案内いたします。お手元の資料のほうには、江戸川区教育委員会事務局処務規則の新旧対照表をお配りしてございますが、先に口頭で今回の改正の趣旨について、ご説明させていただきます。 今回の改正としましては、少額随意契約の基準額の引上げというところでございますが、江戸川区に限らず、区役所等々、行政機関が物品の買入れや工事等の契約を行う場合には、原則は入札をして業者を決めるというのが原則となっておりまして、しかしながら、あまり低い金額のものまで入札をかけるということだと、業者の負担にもなりますし、効率もあまり良くないということで、地方自治法施行令の中で、一定の金額より低い場合には入札を行わないで契約できる旨が規定をされているところでございます。しかしながら、いわゆる基準額につきましては長年変えられてきませんでしたが、物価高騰がある中で、従前の基準額をそのまま適用した場合に、昔はできた工事が今はもうできないと、そういったことが多々発生してきてございます。そういった状況を受けまして、国のほうで地方自治法施行令の改正を行いまして、この基準額を令和７年３月２８日付の交付ということで、引き上げを行いました。国のほうで上限額、基準額を見直した場合には、あとは区の規則で、各区の基準額を定めることができます。国の上限の範囲内であればということでございます。本区におきましても、この国の制度改正を踏まえまして、少額随意契約の基準額を国が引き上げた上限額、基準額上限まで引き上げるということを今回させていただくということに、これは総務部のほうで決まりました。 それに伴いまして、この上限額が記載をされているような様々な規則や規程等があれば、いわゆる修正をしておいてほしいというような依頼が総務部から来たところでございます。

	今回、上げさせていただきましたこの処務規則につきましては、まさにこの上限額のところが表の中に記載をされてございますので、区のほうの制度改正に合わせて見直しを行うものでございます。 お手元の新旧対照表で申し上げますと、3 ページ目以降になりますけれども、表形式でなっておりますが、右側の旧、左側の新というところで、一番上にあります8 番の右側のところでございますが、旧のところを見ていただくと、1 件の予定金額が5 0 万円未満の物品及び物件の借入請求及び契約に関すること、この5 0 万円未満という基準が左側にございますように1 5 0 万円以下というふうに国のほう、また、区のほうで改められましたので、改正するものでございます。同様にそれぞれの区分ごとに金額の見直しを行わせていただいておりますので、この基準額の見直しにつきましては、令和7 年7 月1 日付で行うということでございますので、この規則につきましても、令和7 年7 月1 日から施行するというので改正をかけさせていただきたいというものでございます。 説明は以上です。
教 育 長	それでは、この件に関しまして、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、ほかになれば、第3 2 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり、決定いたします。 それでは、次に、第3 3 号議案、江戸川区教育相談センター処務規程の一部改正についてを審議いたします。 内容について、事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	2 件目の規程の改正につきましても、趣旨は先ほどと同じでございます。少額随意契約の基準額の見直しを行ったことに伴いまして、教育相談センター処務規程の見直しを行います。第5 条の第1 項第7 号以下に記載がございますように、それぞれ先ほど同様、基準額の見直しを行うものでございます。

教 育 長	こちらの規程の改定につきましても、令和7年7月1日からということで、区の制度改正に合わせて、改正をさせていただければと存じます。 説明は以上です。 ありがとうございました。 それでは、この件について、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、第33号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第34号議案、幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正についてを審議いたします。 内容について、事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	ご案内させていただきますが、こちらを先に口頭でご案内をさせていただきます。 大変申し上げにくいんですが、今回の改正につきましては、改正をするのを漏れてしまったというところで、改めて改正をさせていただくものでございます。 今回のこの規程の見直しに先立ちまして、今年の第1回区議会定例会、また、それに先立つ令和7年第2回の教育委員会定例会で、職員の旅費に関する条例の改正というものを行わせていただきました。国家公務員の旅費に関する制度が大きく変わったことに伴いまして、江戸川区の職員におきましても、国の改正の趣旨を踏まえて、旅費に関する全体的な見直しを行ったものでございます。見直しを行いまして、令和7年4月1日から制度が変わってございまして、条例の改正に合わせまして規程の見直しを行わなければならなかったところでございますが、この旅費支給規程の見直しが漏れていたことが分かりまして、今回改めて改正をさせていただくというものでございます。 改正の内容につきましては、先にご審議いただきました条例の中身と同様

	でございます、旅費に関する制度の全体的な見直しというところでございますが、この時点につきましては、令和7年4月1日付で既に制度が変わっているものでございますので、13ページ目でございますように、今回の見直しにつきましては、令達の日から施行し、令和7年4月1日制度改正という日に遡って適用させていただく、その上で改正をさせていただければと思います。 説明は以上でございます。
教 育 長	それでは、この件に関しまして、何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。
森 本 委 員	要するに、幼稚園の職員さんの分が抜けていたということによろしいでしょうか。
教育推進課長	はい。
森 本 委 員	分かりました。
教 育 長	ということでございます。
教育推進課長	正確に申し上げますと、幼稚園の職員の条例はしっかり改正したんですけれども、条例に紐づく規則の規程のところ、改正が漏れてしまっていたというところでございます。
教 育 長	この件に関しまして、ほかにご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、ほかになれば、第34号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。

教育推進課長	続いて、第35号議案、学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正についてを審議いたします。 内容について、事務局から説明をお願いいたします。 こちらでも学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の新旧対照表をお配りさせていただきました。 度々申し訳ございませんが、これも大変申し上げにくいんですけれども、改正の漏れがあったことが分かりまして、今回、修正でございます。 今回、教育委員会及び第1回区議会定例会におきまして、職員の勤務時間に関する条例の見直しを行いました。その中で、新たな休暇制度ということで、子育て部分休暇、また従来の休暇の改正ということで、この看護等のための休暇などの見直しが行われたところでございます。 この新たな休暇、また名称が変更になった休暇につきまして、規程をこちらのところで整備するべきところを漏れてしまいました。そこで、今回、改めて直すものでございます。 内容といたしましては、この出勤記録というのが私どもの職員が出勤した日、またお休みを取った日などにカレンダーのような形で、その日の出勤の状況を記録しておく書面、または電子記録がございます。こちらにつきましては、1日ごとに表記ができるようになってございますので、例えばいわゆる有給休暇にあたります年次有給休暇をとった場合としましても、正式名称を全ての日に記載すると少し見づらくなりますので、年休というような形、また病気休暇であれば病休というような形で、いわゆる省略した表記を行うような形になってございます。 今回のこの資料で申し上げますと、4ページ目に記載がございますけれども、今回直すことは、この14と書いてあるところでありましたが、例えば先に申し上げました11のところを見ていただくと、年次有給休暇を取得した場合の表記の仕方は年休、1日であれば全、半日であれば半、このような表記の仕方を行っているところでございますが、新たな制度として行いました不妊治療のための休暇、こちらにつきましては、妊治といいましょうか、この頭文字をとったような形の表記というところでございます。この休暇制度自体は既に4月から始まっているところでございますけれども、改めてこちらを直させていただくものでございます。 同様に、6ページ目の30番、また34番につきましても、修正または追加が漏れてございましたので、今回、追加をさせていただくものでございます。
--------	---

	また、順番が少し前後して恐縮でございますが、この資料の1ページ目をご覧くださいと、第2条第1項のエというところで、東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の後ろに括弧書きのところがございまして、従前は、平成30年東京都教育委員会規則第12号とありますが、修正後のものは平成27年東京都教育委員会規則第5号というふうに見直しをするものでございます。 こちらにつきましては、平成30年に誤って直してしまったことが分かったものでございます。この東京都の規則につきましては、平成27年につくられた規則が大元になってまして、元々の規則の名称は、東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則というものでございました。平成30年度に職員に関する制度が大きく変わりました、会計年度任用職員という区分ができたことから、規則の名称が変わったところでございます。規則の名称が変わった際に、こちらの見直しを行っていたところでありますが、括弧書きの部分は本来直さなくてよかったんですけども、この平成30年のときに、この括弧の部分も合わせて直してしまったことが分かりました。正式には、その部分は直す前の表記が正しくなりますので、今回改めて直させていただくというものでございます。 その他、若干の文言整理もこの際に行わせていただきまして、改正というところでございます。 一番最後のページにございますように、今回の改正につきましては令達の日から施行し、令和7年4月1日から適用するというので、こちらにつきましても遡りということで、改めさせていただければというものでございます。 説明は以上です。
教 育 長	ありがとうございます。 この件に関しまして、何かご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。
天 野 委 員	1点お伺いと1点お願いで、まず一つ目の、漏れを探してというか、発見できてよかったと思って、ありがとうございますというところです。 1点お伺いというのが、その漏れたことによって、事務処理が滞ってしまったことはありましたかというご質問。お願いが、やっぱり規則に従っていろんなところが処理されていくでしょうから、ぜひこういった漏れがないようにもう一度ご確認いただきたいというのがお願いです。

教育推進課長	まず、こちらにつきましても、大元であります、勤務時間に関する条例はしっかり直されてございますので、新たな休暇制度につきましても、必要な職員はしっかり休暇は取れておりました。事務的ないわゆる不備はございませんでしたけれども、規程の漏れがあったということで、内部的には確認をしながら進めてきたつもりではありましたが、今回漏れているところが多く見つかりましたので、今後また改めて気を引き締めてやっていきたいと考えてございます。 以上です。
教 育 長	ほかにいかがでしょうか。ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、ほかになれば、第 3 5 号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第 3 6 号議案、学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正についてを審議いたします。 内容について、事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	実は、こちらも先ほどと同様でございまして、芋づる式と言ってはいけないんですけれども、1 か所に誤りが見つかった関係で、同様の誤りを探していたところ、実はこの次もそうなんですけれども、見つかってございます。 第 2 条第 1 項第 4 号で、先ほどと同様に、東京都公立学校会計年度任用職員の任用に関する規則の括弧書きの部分、先ほどと全く同様でございます。誤った見直しを以前行ったことが改めて確認できましたので、今回直させていただくというものでございます。 説明は以上です。
教 育 長	この件について、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、第３６号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第３７号議案、学校職員服務取扱規程の一部改正についてを審議します。 内容について、事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	こちらも同様でございまして、第２条第１項第４号のところがございますように、規則の括弧書きの部分が誤りがあったことが分かりましたので、修正させていただきます。あわせて、文言の整理といいますか、第３条の第２項にございますように「や」を「及び」に見直したりというところで、改めて表記を直したほうがいい部分が見つかりましたので、併せて修正をさせていただきますものでございます。 説明は以上です。
教 育 長	ありがとうございました。 この件に関しまして、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。
天 野 委 員	あくまでも感想なんですけれども、一番はじめにご意見させていただいたときには、ご確認をなんですけど、ここ何回もくると、違った意味で誠実に細かく見られてるんだなということで安心しました。感想です。
教 育 長	ほか、いかがでしょうか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、ほかになれば、第３７号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

教 育 長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、原案のとおり決定いたします。 それでは、以上をもちまして、令和７年度第１２回教育委員会定例会を終了いたします。 閉会時刻 午後１時４７分
-------	---